附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○法務省令第十六号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百条第三項（同法第八十二条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十八条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

法務大臣　金田　勝年

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成十八年法務省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第二項中「三千九百二十円」を「三千九百十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に支給事由が生じた刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百条第一項又は第二項（これらの規定を同法第八十二条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による死亡手当金又は障害手当金の支給については、なお従前の例による。

○法務省令第十七号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、法務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

法務大臣　金田　勝年

法務省定員規則の一部を改正する省令

法務省定員規則（平成十三年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前

（本省及び各外局別の定員）

第一条　法務省の本省及び各外局の定員は、次の表のとおりとする

区分	定員	備考
本省	五一、二七八人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、七九九人は、検察庁の職員の定員とする。
公安審査委員会	四人	事務局の職員の定員とする。
公安調査庁	一、五八九人	
合計	五二、八七一人	

改正後

（本省及び各外局別の定員）

第一条　法務省の本省及び各外局の定員は、次の表のとおりとする

区分	定員	備考
本省	五一、四九四人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八〇六人は、検察庁の職員の定員とする。
公安審査委員会	四人	事務局の職員の定員とする。
公安調査庁	一、六〇九人	
合計	五三、一〇七人	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

千歳苫小牧出張所
水戸出張所
新潟出張所
金沢出張所
京都出張所
静岡出張所
岡山出張所
下関出張所
博多港出張所
鹿児島出張所
那覇空港出張所

の項中

「千歳苫小牧出張所
水戸出張所
新潟出張所
金沢出張所
静岡出張所
京都出張所
岡山出張所
下関出張所
博多港出張所
鹿児島出張所
那覇空港出張所」

を

「千歳苫小牧出張所
仙台空港出張所
水戸出張所
新潟出張所
富山出張所
金沢出張所
静岡出張所
京都出張所
岡山出張所
広島空港出張所
下関出張所
博多港出張所
長崎出張所
対馬出張所
鹿児島出張所
那覇空港出張所」

に、「及び第二十一条の表

さいたま出張所
千葉出張所
新宿出張所
立川出張所

の項中「第八条第一項各号」を「第八条第一項第一号から第八号まで及び第十五号から第十七号まで」に改め、同表東部出張所の項中「第八条第一項各号」を「第八条第一項第一号から第八号まで及び第十五号から第十七号まで」に改め、同表福岡空港出張所の項中「及び第十六号」を「から第十七号まで」に改め、同表その他の出張所の項中「及び第十六号」を「から第十七号まで」に改める。

第二十二条第一項中「二百四十四人」を「二百五十一人」に改める。

第二十三条第一項中「九十九人」を「百三人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○法務省令第十五号

警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるる者の費用に関する法律（明治三十五年法律第十一号）の規定に基づき、警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

法務大臣　金田　勝年

警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令

警察拘禁費用償還規則（昭和三十五年法務省令第十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「千六百七十円」を「千六百九十円」に改める。